どう変わる? 令和4年度から適用される税制改正

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

個人の市県民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として所得税の確定申告書の提出だけで申告手続が完結できるよう、所得税の確定申告書の「住民税に関する事項」に項目が追加されました。

上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を提出する場合について適用されます。

記入例 確定申告書B様式(抜粋)

住民税・事業税に関する項目

新規追加項目

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要
	円	円	円	円	○

(注)市県民税において、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等のうち一部でも申告するものがある場合には、当該欄に○を記入することはできません。
(注)上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払いを受けるもの、非上場株式の配当等(所得税において申告不要とする非上場株式の少額配当等を含みます)、上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収口座以外のもの)か非上場株式の譲渡所得等を有する場合には、市県民税において申告不要とすることができないため、当該欄に○を記入することはできません。
(注)当該欄に○を記入し、市県民税の申告書を提出しない場合には、市県民税において上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用ができませんのでご注意ください。

住宅ローン控除の特例の延長など

一定の期間に契約(※)した、令和4年末までの入居者を対象として、消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得等を行った場合に、住宅ローン控除の控除期間を10年から13年とした特例措置が延長されました。

また、この特例措置の延長に該当する場合で、床面積が40m²以上50m²未満である住宅についても、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、住宅ローン控除の適用を受けることができるようになります。

※「一定の期間に契約」とは、注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末までに契約が締結されていること。

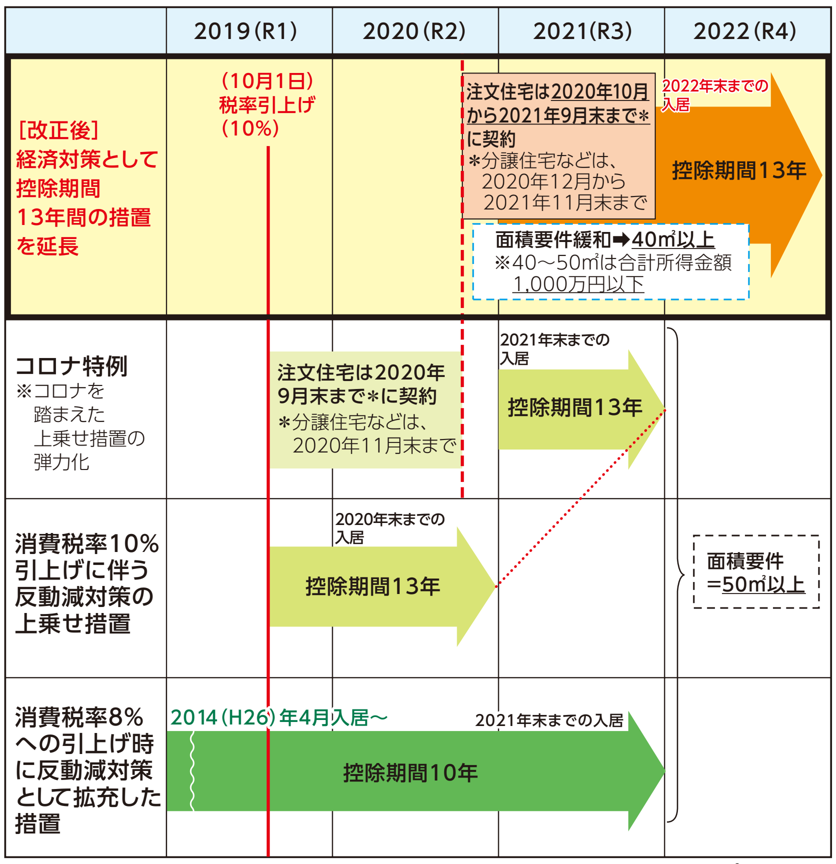

(出典:財務省作成パンフレット)

退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残高のうち300万円を超える部分については、2分の1課税が適用されなくなります。

※令和4年分以後から適用します。

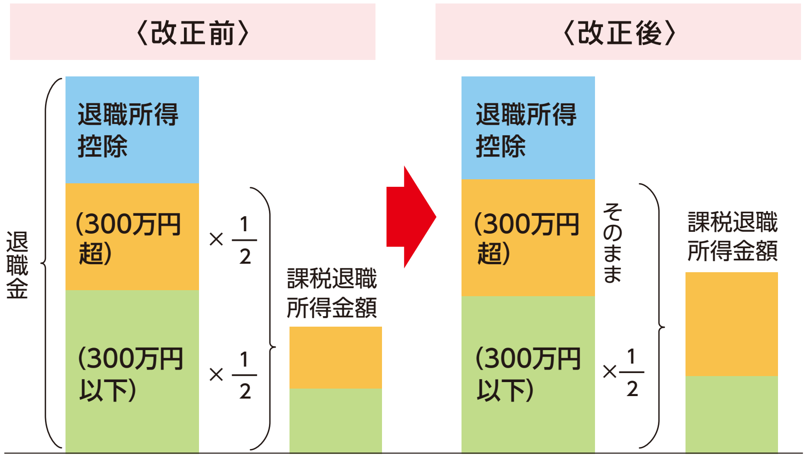

参考 退職所得の課税方式(改正前)

(退職金額−退職所得控除額(注1))×1/2×税率(注2)=退職所得に係る所得税額

(注1)①勤続年数20年まで➡1年につき40万円、②勤続年数20年超➡1年につき70万円
(注2) 課税退職金所得金額の区分に応じ5%から45%までの税率が適用

※勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない(平成24年度税制改正)。
(出典:財務省作成パンフレット)

セルフメディケーション税制(※)の拡充及び延長

対象となる医薬品の範囲等について見直しを行い、適用期限(令和3年12月31日)を5年延長し、令和8年12月31日までの間に支払った対価を対象とすることとなりました。

※健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行っている人が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円以上の対象医薬 品を購入した場合には、セルフメディケーション税制(通常の医療費控除との選択適用)を受けることができます。
(出典:財務省作成パンフレット)

国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方自治体からの子育てに係る助成等について非課税となります。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成です。

[対象範囲のイメージ]国・自治体からの助成のうち以下のもの

①ベビーシッターの利用料に対する助成
②認可外保育施設等の利用料に対する助成
③一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成についても対象(例:生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)

※令和3年分以後から適用します。
(出典:財務省作成パンフレット)

【この特集に関するお問い合わせ】財政局課税第一課 ☎582・2033